

# 鋸南町宿泊税の制度案について

令和8年7月8日(水)

鋸 南 町

# 宿泊税検討委員会における検討経過

第1回 令和7年2月4日(火)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 鋸南町の情勢及び観光の現況</li><li>・ 宿泊事業者向けアンケート結果</li><li>・ 観光振興施策の検討</li></ul>
第2回 令和7年3月24日(月)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 第1回会議の開催結果について</li><li>・ 新たな観光振興施策</li></ul>
第3回 令和7年5月12日(月)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 第2回検討委員会の振り返り</li><li>・ 宿泊事業者との意見交換会の開催結果について</li><li>・ 新たな観光振興施策について</li></ul>
第4回 令和7年8月21日(木)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 第3回検討委員会の開催結果</li><li>・ 宿泊者アンケートの結果について</li><li>・ 新たな観光振興施策について</li></ul>
第5回 令和7年9月17日(水)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 第4回検討委員会の開催結果</li><li>・ 宿泊税の導入に関する宿泊事業者アンケートについて</li><li>・ 宿泊税導入に関する検討結果報告書(案)について</li></ul>
令和7年10月8日(水)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 宿泊税導入に関する検討結果報告書提出</li></ul>

# これまでの検討経過

宿泊税に関する宿泊事業者との意見交換会 令和7年4月24日(木)	出席者:9事業者
宿泊税に関する宿泊事業者ヒアリング 令和7年5月7日(水)~5月12日(月)	13事業者
宿泊税に関する宿泊者アンケート 令和7年6月2日(月)~8月4日(月)	回答数:43件
宿泊税の導入に関する宿泊事業者アンケート 令和7年8月25日(月)~9月8日(月)	回答数:12事業者
宿泊税に関する宿泊事業者との意見交換会 令和7年11月4日(火)・6日(木)	出席者:9事業者
宿泊税に関する宿泊事業者との意見交換会 令和8年5月12日(火)・13日(木)	出席者:5事業者

# 千葉県宿泊税の導入に関する要望書

## ○趣旨

「宿泊税導入に関する検討結果報告書」では、県の宿泊税制度に関して地域の実情に即した制度設計を求める意見が盛り込まれていることから、令和7年10月16日付けで要望書を提出。

## ○要望事項

- 1 宿泊者の納付資力や低価格帯宿泊施設における負担感から、一定金額を下回る宿泊料金の宿泊について免税点を設ける、または、乳幼児や低価格帯宿泊施設へ連泊する学生客等の宿泊について課税免除を導入することを求めます。
- 2 宿泊税の用途を明確にし、納税者や観光事業者等の十分な理解が得られる制度とすることはもとより、町民にも恩恵が実感できる用途となるよう、具体的な方針や内容について早急に示すことを求めます。
- 3 宿泊税を原資とした市町村交付金について、観光施策の充実を図るため配分割合の大幅な引き上げを求めます。

# 観光振興検討委員会における検討経過

第1回 令和8年1月8日(火)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 宿泊税に関する検討状況について</li></ul>
第2回 令和8年2月24日(火)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 宿泊税の使途及び税率について</li></ul>
第3回 令和8年3月25日(木)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 宿泊税の使途及び税率について(まとめ)</li></ul>
令和8年3月30日(月)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 鋸南町観光振興検討委員会検討結果報告書提出</li></ul>

# 税込及び県交付金の使途

単位:千円

	内 容	事業費
(1)効果的な誘客の推進	スマートフォンの位置情報などから収集された人流データを活用して <b>観光客の属性や動態を把握</b> することで、より効果的な施策の立案とプロモーションの展開を目指す	2,310
(2)景観・環境の維持・活用	海沿いに宿泊施設が多く立地していることを踏まえ、 <b>海岸の維持(海岸清掃含む)</b> をはじめ地域の景観づくりに取り組む	4,000
(3)宿泊事業者への支援	①乳幼児や学生等へのクーポン券の配布 小規模、安価な宿泊施設での影響を考慮し、乳幼児や学生等への <b>税額相当分のクーポン券</b> の配布	6,000
	②宿泊事業者総合支援補助金 人材確保支援、キャッシュレス決済環境の整備、災害対策・危機管理、バリアフリー化などの施設整備など <b>総合的に支援</b>	5,000
	③特別徴収交付金 宿泊税の申告と納入に要する事務負担を考慮し、併せて特別徴収制度の円滑な運営を図ることを目的として、 <b>特別徴収義務者報奨金や協力金を交付</b>	747
	④ <b>宿泊事業者を中心とした推進組織への支援</b> 宿泊税の導入を契機として宿泊事業者が連携した取り組みを支援するため、 <b>推進組織へ補助金を交付</b>	4,000
	合計	22,057

県の支援(補助金)に町は宿泊税を財源に補助の上乗せも含めて検討

# 宿泊税の制度概要

項 目	内 容
名 称	鋸南町宿泊税
課税方式	観光振興目的の法定外目的税
課税客体	町内に所在する次の施設又は住宅（以下、「宿泊施設」という。）への宿泊 <ul style="list-style-type: none"> <li>・旅館業法に規定する旅館・ホテル又は簡易宿所に係る施設</li> <li>・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅（民泊）</li> </ul>
納税義務者	宿泊施設への宿泊者
課税標準	宿泊施設への宿泊数
税 率	定額制 150円 ※千葉県は、定額制150円。町内宿泊者は、本町分と県分が課される
免税点	なし
課税免除	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育旅行、部活動・認定地域クラブ活動に伴う宿泊</li> <li>①幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校の幼児、児童、生徒、学生又はその引率者</li> <li>②保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業）、認可外保育施設の満3歳以上の幼児又はその引率者</li> <li>③地方公共団体の長又は教育委員会からの認定を受けた認定地域クラブ活動に参加している生徒又はその引率者</li> </ul>

# 宿泊税の制度概要

項 目	内 容
徴収方法	特別徴収 ※宿泊事業者が特別徴収義務者となり、宿泊者から宿泊税を徴収し、県へ申告納入
特別徴収義務者	宿泊施設の経営者、その他宿泊税の徴収について便宜を有する者
申告納入期限	各月の初日から末日までの間の分を、翌月の末日までに申告納入 ※一定の要件を満たす場合、3カ月分まとめた申告納入を可能とする
特別徴収義務者 報奨金	申告納入期限内に納入した宿泊税の税額に対して2.5%を県より交付 (導入当初5年間は0.5%を加算して3.0%とし、全て納期内納入かつ全て電子申告の場合更に0.5%を加算して3.5%とする) ※別途、協力金を検討
罰則規定	帳簿の記載義務違反等に関する罪 納税管理人に係る不申告に関する過料
条例の見直し	条例施行後、2から3年を目途に検討
導入時期等	令和8年12月議会に条例案を上程し、令和10年9月の導入を目指す

# 今後のスケジュール

令和8年 6月

パブリックコメントの実施

事業者向け地域説明会実施

令和8年12月

鋸南町宿泊税条例案の議会上程

法定外目的税「宿泊税」の新設について  
総務大臣に協議

導入準備（広報・周知期間等）

令和10年9月

鋸南町宿泊税導入予定

## 鋸南町宿泊税制度（案）に対する意見募集（パブリックコメント）

鋸南町では町ホームページ及び鋸南町役場1階税務住民課窓口にて「鋸南町宿泊税制度（案）」に対する町民の皆様や町内にお勤めの方からの意見募集（パブリックコメント）を実施しております。



募集締切：令和8年7月24日（金）まで

※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。